

前橋市から 転出 される方へ

《令和6年12月現在》

【転入届に必要な物】

- (1) 転出証明書【※特例転出（マイナンバーカードを利用した転出届出）の場合は、不要。】 (2) 印鑑
 (3) 本人確認書類 (4) マイナンバーカード
 (5) 外国人の方は特別永住者証明書、在留カード、前の2つの証明書とみなされる証明書等
 ※新しい住所地での手続きの詳細は、新しい住所地の市区町村役場にご確認ください。



★新しい住所に住み始めた日から**14日以内に新しい住所地で転入手続きをしてください。**

★正当な理由がなく14日以内に転入届をされないと住民基本台帳法第52条の規定により5万円以下の過料に処せられることがありますので、ご注意ください。

★転出届出後、転出を取りやめた際は転出証明書と本人確認書類をご持参の上、転出取消の手続きをしてください。

前橋から転出されるとき	受付窓口	新しい住所地では
-------------	------	----------

【4支所】…大胡・宮城・粕川・富士見 【5支所】…4支所+城南 【5SC(サービスセンター)】…上川淵・桂萱・東・元総社・南橋

印鑑登録・マイナンバーカード・年金

<input type="checkbox"/> 印鑑登録をしていた方 転出(予定)日をもって、登録が抹消されます。印鑑登録証(緑色の手帳)は新住所地に転入後、各自廃棄してください。	1階5番 市民課 《直通》 027-898-6122	印鑑登録の必要な方は、新たに印鑑登録の手続きをしてください。
<input type="checkbox"/> マイナンバーカード・住民基本台帳カードをお持ちの方 《マイナンバーカード》 ・署名用電子証明書（e-Tax等の電子申請に使用するもの）は、自動的に失効します。 ・転出されると基本的に住民票の発行はできませんが、異動日が未来日の場合、異動日の前日まで窓口でのみ発行が可能です（コンビニ交付は不可）。 ※国外転出する場合は、転出予定日までに本人が来庁し、継続手続きをください。 《住民基本台帳カード》 ・署名用電子証明書（e-Tax等の電子申請に使用するもの）は自動的に失効します。 ・返納される方は、前橋市または新住所地の担当窓口へカードを返納してください。	1階4番 市民課 《直通》 027-898-6101	継続利用は、下記の条件を満たす必要があります。 ①転出予定日から30日を経過していない ②転入した日から14日を経過していない ③転入届出日から90日を経過していない 期限を過ぎると、マイナンバーカード・住民基本台帳カードが継続利用ができなくなります。 署名用電子証明書が必要な方は、新たに発行の手続きをしてください。詳細につきましては、新住所地でお尋ねください。 ※住民基本台帳カードへの署名用電子証明書の新規発行はできません。 ※手続きの際、暗証番号が必要です。
<input type="checkbox"/> マイナンバーカードを申請中の方 転出の手続きをされた場合、マイナンバーカードの交付はできません。		新たに申請手続きが必要です。 詳細につきましては、新住所地へお問い合わせください。
<input type="checkbox"/> 国民年金に加入している方 手続きの必要はありません。		社会保険の離脱・加入がある場合は手続きをしてください。
<input type="checkbox"/> 国民年金を受給している方 手続きの必要はありません。	1階9番 市民課 《直通》 027-898-6254 【4支所】	日本年金機構へ住所変更届の提出が必要な場合があります。転入先の年金担当窓口へご確認ください。 なお、老齢福祉年金は、年金担当課で手続きをしてください。
<input type="checkbox"/> 国民年金加入者で海外に転出される方 本人の希望で引き続き任意加入できます。 希望される方はご相談ください。		

介護保険

介護保険の被保険者

- (65歳以上の方または40歳～65歳未満で特定疾病により要介護認定を受けている方)

【転出先が介護保険施設等（※1）の方】

介護保険被保険者証（薄桃色）を返納してください。
認定を受けていて、介護保険負担割合証や各種減額認定証（※2）をお持ちの方は返納してください。後日新しい介護保険被保険者証等を前橋市より郵送します。

- ★マイナポータルにおいて転出手続きした方…
後日前橋市より手続き方法を通知にてご案内します。

【転出先が一般住宅の方】

介護保険被保険者証（薄桃色）を返納してください。
認定を受けていて、介護保険負担割合証や各種減額認定証（※2）をお持ちの方は返納してください。

- ★マイナポータルにおいて転出手続きした方…
郵送にて上記書類を返納してください。

- ※1 介護保険施設等
特別養護老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付高齢者向け住宅、ケアハウス等
- ※2 各種減額認定証
介護保険負担限度額認定証
訪問介護利用者負担額減額認定証
社会福祉法人等利用者負担軽減確認証

2階37番
介護保険課
《直通》

027-898-6158
027-898-6159
【5支所】【5SC】

【転入先が介護保険施設等の方】
新しい住所地での手続きは不要です。

【転入先が一般住宅の方】
新たに加入手続きをしてください。
※要介護認定を受けている方、申請中の方は、住民となった日より14日以内に新しい住所地の介護保険担当課で転入申請手続きをしてください。

 介護保険の保険料について

保険料等の精算が生じる場合がありますので、被保険者の方は手続きをしてください。

《必要なもの》

被保険者の預貯金通帳

- ★マイナポータルにおいて転出手続きをした方…
保険料等の精算が生じた場合は、後日前橋市より手続き方法を通知にてご案内します。

2階37番
介護保険課
《直通》

027-898-6158
027-898-6159
【4支所】

新しい住所地では、すぐに年金引き取りにはなりません。一定の期間は普通徴収となります。
※詳細につきましては、新住所地へお問い合わせください。

国民健康保険

 国民健康保険の加入者

国民健康保険被保険者証(兼高齢受給者証)又は国民健康保険資格確認書を返還してください。

施設入所等の場合や、家族の住所が本市にあり、引き続き家族の国民健康保険(国保)に加入する学生は、ご相談ください。国保加入者が転出した場合、国保税が減額される場合があります。その場合は、転出日の翌月以後、税額変更の通知を納税義務者に送付します。

※**海外に転出される方は、納税管理人の指定の手続きをしてください。**

※**次のような場合、転出後であっても国保税が増額される場合があります。**

・転出届の転出日(転出の予定日)と、転出先自治体に提出する転入届の転入日(転出の確定日)で月が異なり、転出の確定日が後ろ倒しとなることで、前橋市国保の加入期間が延びる場合

・転出前に遡って、課税所得等が増額となった場合

※**4月から翌年3月までの分の国保税の納税通知を、毎年7月に送付しています。そのため、転出前の分の納税通知が7月に送られる場合があります。(例：6月に転出した場合、4・5月分の国保税に係る納税通知が7月に送られます。)**

**2階21番
国民健康保険課**

《直通》
027-898-6250(音声ガイダンス導入中)
【5支所】【5SC】

(郵便)
〒371-8601
前橋市大手町二丁目12番1号
前橋市役所 国民健康保険課 賦課係

新たに加入手続きをしてください。

 国民健康保険限度額適用(・標準負担額減額)認定証をお持ちの方

国民健康保険限度額適用(・標準負担額減額)認定証を返納してください。

 国民健康保険特定疾病療養受療証をお持ちの方

国民健康保険特定疾病療養受療証を返納してください。

**2階22番
国民健康保険課**

《直通》
027-898-6249(音声ガイダンス導入中)
【4支所】

(郵便)
〒371-8601
前橋市大手町二丁目12番1号
前橋市役所 国民健康保険課 国保医療係

新たに加入手続きをしてください。

後期高齢者医療

<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療加入者 (75歳以上の方または65～74歳で一定の障害をお持ちの方) 「後期高齢者医療負担区分等証明書」の発行申請をし、お受け取りください。また、次の①・②に該当される方は併せて証明書の交付を受けてください。 ①65歳～74歳で後期高齢者医療被保険者証又は後期高齢者医療資格確認書の交付を受けていた方。 ②特定疾病療養受療証をお持ちの方。 ※群馬県外の施設入所等の場合は、ご相談ください。 次の①～③を返納してください。(②・③は該当者のみ) ①後期高齢者医療被保険者証又は後期高齢者医療資格確認書 ②限度額適用(・標準負担額減額)認定証 ③特定疾病療養受療証 ※県内転出の場合は新住所地で回収します。	2階23番 国民健康保険課 《直通》 027-898-6253 (音声ガイダンス導入中) 【5支所】【5SC】	新たに手続きをしてください。 後期高齢者医療負担区分等証明書、後期高齢者医療障害認定証明書、特定疾病認定証明書等の交付を受けた方は持参してください。 ※詳細につきましては、新住所地へお問い合わせください。
<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療の保険料について 保険料の清算が生じる場合があります。 還付金が生じる場合には、〈過誤納金振込依頼書〉の提出が必要です。 《必要なもの》被保険者の預貯金通帳	2階23番 国民健康保険課 《直通》 027-898-5955 (音声ガイダンス導入中) 【5支所】	新しい住所地では、すぐに年金から天引きにはなりません。はじめのうちは普通徴収となります。 ※詳細につきましては、新住所地へお問い合わせください。

福祉医療

<input type="checkbox"/> 福祉医療(子ども、ひとり親家庭、重度心身障害者)を受給していた方 福祉医療費受給資格者証を返納してください。 県内転出の場合は、「交付状況証明書」をお受け取りください。 なお、 郵送でも手続きできますので、ご希望の場合は国民健康保険課までご連絡ください。	2階24番 国民健康保険課 《直通》 027-257-0680 【5支所】 ※子ども医療のみ 【5SC】	新たに申請手続きをしてください。 ただし、助成対象範囲や必要書類は、市町村によって異なります。詳細は、新住所地へお問い合わせください。 県内市町村へ転出する方は、新住所地に交付状況証明書をご提示ください。
---	--	--

税

<input type="checkbox"/> 市・県民税が課税される方で海外に転出される方 納税管理人の指定の手続きをしてください。 https://www.city.maebashi.gunma.jp/shinseisho/6/1/12215.html 	2階34番 市民税課 《直通》 027-898-6203 ※郵送でも手続きできます。書式は左記HPをご覧ください。	
<input type="checkbox"/> 土地・家屋をお持ちの方で海外に転出される方 納税管理人の指定の手続きをしてください。 https://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/zaimu/shisanzei/shinseisho/6771.html 	2階32番 資産税課 《直通》 027-898-6216 ※郵送でも手続きできます。書式は左記HPをご覧ください。	
<input type="checkbox"/> 前橋市のナンバープレートの付いたバイク(125cc以下)・小型特殊自動車(農耕用等)をお持ちの方 廃車(登録抹消)の手続きが必要ですので、ナンバープレートを返納してください。 《必要なもの》 ・軽自動車税(種別割)廃車申告書兼標識交付証明書 ・ナンバープレート ・標識交付証明書 ・返信用封筒(郵送の場合のみ)  https://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/zaimu/shiminzei/gyomu/2/20538.html	2階34番 市民税課 《直通》 027-898-5842 【5支所】 ※郵送でも手続きできます。書式は左記HPをご覧ください。	新しい住所地でお尋ねください。

◎税金について

☆市・県民税

市民税や県民税は、転出されてもその年の1月1日現在の住所地の市町村において、前年中の所得に対し課税されます。詳しくは、市民税課《直通》027-898-6203までお問い合わせください。

☆固定資産税

固定資産税は、毎年1月1日現在に土地や家屋を所有している方に課税されますので、年の途中で所有権移転(売却等)されてもその年度分は納税していただくことになります。

☆国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料

国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料は月割賦課となっておりますので、転出する月の前月分までを前橋市で納めていただきます(変更になる場合は、税額変更通知・介護保険料額変更通知・後期高齢者医療保険料変更通知書でお知らせします)。詳しくは、国民健康保険税は2階21番国民健康保険課《直通》027-898-6250、介護保険料は2階37番介護保険課《直通》027-898-6158～6159、後期高齢者医療保険料は2階23番国民健康保険課《直通》027-898-5955までお問い合わせください。

☆市税の納税

納税についての相談は、2階31番 収納課(直通027-898-6232・6233)まで問い合わせください。

障害福祉サービス、特定医療費受給等

<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳をお持ちの方 手続きの必要はありません。 ※ただし、転出先が障害者支援施設や介護保険施設等の場合は、身体障害者手帳を持参し、前橋市で手続きをしてください。		身体障害者手帳、印鑑、マイナンバーを確認するための書類をお持ちになり、居住地変更届等を提出してください。なお、マイナンバーを確認するための書類は転出先でお尋ねください。
<input type="checkbox"/> 療育手帳をお持ちの方 手続きの必要はありません。		県内…療育手帳、印鑑、マイナンバーを確認するための書類をお持ちになり、居住地変更届等を提出してください。 県外…転出先でお尋ねください。
<input type="checkbox"/> 障害にかかる手当・見舞金等を受けていた方 障害福祉課で所定の手続きをしてください（特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、見舞金等）。	保健所1階 障害福祉課 《直通》 027-220-5711 027-220-5712 【4支所】	新しい住所地でお尋ねください。
<input type="checkbox"/> 障害福祉サービス・障害児通所支援サービスを利用していた方 転出前に障害福祉課にご相談ください。受給者証を返納してください。		転出先のサービスについては、新しい住所地でお尋ねください。
<input type="checkbox"/> 自立支援医療(育成医療・更生医療)の給付を受けていた方 事前に転出住所地へ連絡ください。受給者証を返納してください。		転出住所地でお尋ねください。
<input type="checkbox"/> 心身障害者扶養共済制度に加入している方 県内へ転出される方は前橋市で住所変更届を提出してください。県外へ転出される方は、前橋市での手続きは必要ありません。	保健所1階 障害福祉課 《直通》 027-220-5714	(県内転出・県外転出とも) 新しい住所地でお尋ねください。
<input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療(精神通院)、障害福祉サービス(精神)を受けていた方 精神手帳・自立支援医療については手続きの必要はありません。障害福祉サービスを利用していた方は転出前に保健予防課にご相談ください。	保健所1階 保健予防課 《直通》 027-220-5787	新しい住所地でお尋ねください。
<input type="checkbox"/> 特定医療費(指定難病)受給者証をお持ちの方 県外へ転出される方は転出先の保健所で手続き後、中止届及び受給者証を提出してください。県内へ転出される場合、前橋市での手続きは必要ありません。なお、郵送でのお手続きも可能です。	保健所1階 保健予防課 《直通》	転出先の保健所への届出が必要です。詳しくは転出先にお問い合わせください。
<input type="checkbox"/> 小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの方 転出先の保健所で手続き後、中止届及び受給者証を提出してください。なお、郵送でのお手続きも可能です。	027-220-5785	転出先の保健所への届出が必要です。詳しくは転出先にお問い合わせください。

こども

<input type="checkbox"/> 児童手当を受けている方 児童手当、特例給付消滅届の手続きをしてください。	市役所2階25番 児童手当窓口 保健センター2階 こども支援課 《直通》 027-220-5701 【5支所】【5SC】	受給者名義の普通預金通帳、請求者及び配偶者のマイナンバーを確認するための書類等を持参し、転出予定日の翌日から起算して15日以内に手続きをしてください。
<input type="checkbox"/> 児童扶養手当を受けている方 児童扶養手当転出届を提出してください。 婚姻または事実婚により転出する場合は、資格喪失届を提出してください。※2階25番窓口では受付できません。	保健センター2階 こども支援課 《直通》 027-220-5701 【4支所】	児童扶養手当証書を持参して、市外転入届を提出してください。 詳細は新しい住所地でお尋ねください。
<input type="checkbox"/> 現在、保育所(園)・認定こども園等に通っている(通う予定の方) 保育所(園)の実施解除届等を提出してください。 現在通っている保育所(園)・認定こども園に継続して入所を希望する場合又は通う予定の方は、こども施設課へお問い合わせください。	保健センター2階 こども施設課 《直通》 027-220-5705 通所(園)していた保育施設	新しい住所地でお尋ねください。
<input type="checkbox"/> 妊娠中の方 新住所地で転入の手続き後、新住所地で妊婦一般健康診査受診票等の差し替え等の手続きをしてください。なお、前橋市の妊婦一般健康診査受診票等は使用できません。	新住所地 妊娠届等担当部署	新しい住所地でお尋ねください。
<input type="checkbox"/> 市立の小学校及び中学校の児童生徒 学校から、在学証明書と教科用図書給与証明書の交付を受けてください。 ※現在通学している前橋市内の学校に継続して通学を希望する場合は右記担当課へご相談ください。 ※市立以外の学校につきましては、各学校にご相談ください。	10階 学務管理課 《直通》 027-898-5812	在学証明書と教科用図書給与証明書を持参して、新しい住所地で転校手続きをしてください。

水道

<input type="checkbox"/> 水道を使用していた方 水道使用中止(解約)の手続きをしてください。連絡内容は、お客様番号(水道番号)・使用中止日・使用者の住所・氏名・電話番号・転出先の住所等です。 インターネット(24時間手続可能) 右記二次元コードまたは本市HP https://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/suidokyoku/keieikikaku/gyomu/1/2/4386.html	水道局1階 お客様センター 《直通》 027-898-3300 市役所2階36番 水道局窓口 027-224-1111 《内線》3200	水道使用開始の届け出をください。
--	---	------------------



前橋から転出されるとき

受付窓口

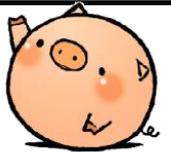
新しい住所地では

【4支所】…大胡・宮城・粕川・富士見 【5支所】…4支所+城南 【5SC(サービスセンター)】…上川淵・桂萱・東・元総社・南橋

その他

<input type="checkbox"/> 市営住宅に入居中の方 手続きが必要となりますので、詳しくは群馬県住宅供給公社へお問い合わせください。	8階 群馬県住宅供給公社 前橋支所 《直通》 027-898-6986	
<input type="checkbox"/> 市営墓地を使用している方 住所変更届及び使用許可書再交付申請書（窓口にあります）を提出してください。住所が変わったことがわかる公的な書類をお持ちください（免許証、健康保険証の写しでも可）。なお、郵送でのお手続きも可能です。	8階 公園緑地課 《直通》 027-898-6845	
<input type="checkbox"/> 飼い犬を連れて転出する方 新住所地で犬の転入手続きをしてください。	新住所地 犬登録管轄部署	

その他、ガス・電気・電話・携帯電話・NHK・銀行・車の車検証等の変更が必要になりますのでご注意ください。
※転出届を提出後、近日中に出生届を出される予定のある方は、必ず職員にご相談ください。



各支所・市民サービスセンターの連絡先（代表）

前橋市役所 … 027-224-1111

【支所】

大胡 … 027-283-1111 宮城 … 027-283-2131 粕川 … 027-285-4111

富士見 … 027-288-2211 城南 … 027-268-2111

【市民サービスセンター】

上川淵 … 027-265-0455 桂萱 … 027-261-0111 東 … 027-251-2598

元総社 … 027-251-2243 南橋 … 027-231-2376